

輸出相手国の要求に合わない植物や物品を持ち出した場合、検査を受けるにあたり不正行為があった場合には、**3年以下の拘禁刑、または300万円以下の罰金が科せられます。**

その荷物

持ち出せないかも

しれません。



植物防疫所に公式キャラクターが誕生しました。名前は「ぴーきゅん」です。よろしくね！

事前の輸出相手国の要求確認はこちら！



輸出条件早見表

農産物の輸出や輸出相手国の規制に関するお問い合わせはこちら！



課題解決支援事業
お問い合わせフォーム

法人の場合は5,000万円以下の罰金が科せられます。

農林水産省

植物防疫所

